

○意見要旨と市の見解

提出された意見要旨とそれに対する市の見解は以下のとおりです。

意見の要旨	市の見解
川越都市計画土地区画整理事業の変更案について、自動車の利便性重視の整備で歩行者や自転車利用者の利便性が考えられていないと感じます。賛成・反対ではなく意見になります。	本件変更案により新たに決定する川越所沢線沿道整備土地区画整理事業においては、主に都市計画道路川越所沢線や補助幹線道路として区画道路2路線を整備する計画ですが、これらの道路は、両側に幅2.5～3.5mの歩道を整備します。これにより歩行者・自転車などと自動車の通行を分離して安全性を向上させるとともに、歩道は急な勾配や段差の解消などバリアフリーに配慮した構造とし、快適に歩いていただける歩行空間を目指してまいります。